

## ○公立大学法人福岡県立大学の適正な研究活動に関する規則

法人規則第142号  
平成27年10月1日

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）における教員及び学生等の研究活動上の責務、研究倫理、研究に関する不正行為の防止その他必要な事項を定めることにより、本学における適正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究者 次に掲げる者をいう。

イ 本学に所属する役員、教員（特任教員、客員教員、客員研究員、臨時採用及び非常勤の者を含む。）及び学生等（大学院学生、外国人特別学生、研究生、委託生を含む。）で本学において研究活動を行う者（研究指導を受ける者を含む。）

ロ 本学に所属していないが、共同研究等のため本学において研究活動を行う者（研究指導を受ける者を含む。）

(2) 不正行為 次に掲げる研究活動上の行為をいう（ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによるものに限る。）。

イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

ニ 既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する2重投稿及び論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、その他イ、ロ、ハに準ずる行為。

ホ 上記の行為の立証妨害又は証拠隠滅を図る行為。

(3) 利益相反 Conflict of Interest（以下「COI」という。）のこと。すなわち外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態

(4) 研究倫理教育 適正な研究活動を行うために、研究者に求められる倫理規範等（利益相反に対する適切な対応を含む。）を修得させるための教育をいう。

(5) 競争的資金等 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分さ

れる競争的資金を中心とする公募型の研究資金をいう。

- (6) 研究機関 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに独立行政法人等のうち所属する研究者が競争的資金等や運営費交付金その他文部科学省の措置する予算により研究活動を行っている機関をいう。
- (7) 配分機関等 文部科学省及び独立行政法人のうち研究機関に対して競争的資金等及び基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置をする機関をいう。
- (8) 部局 本学の学部、大学院研究科及び附置研究所をいう。

(研究者の責務)

**第3条** 研究者は、この規則、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下同じ。）、関係法令等に従い、高い倫理性及び自己規律を保持し、適正な研究活動を行わなければならない。

- 2 研究者は、定期的に研究者倫理及び研究活動に係る法令等（利益相反に対する適切な対応を含む。）に関する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 研究者は、発表した研究成果に対する第三者の検証を可能とするため、データを一定期間保存し、必要に応じて開示しなければならない。
- 4 保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法、開示方法等については、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、理事長が別に定める。

(研究責任者及び監督者の責務)

**第4条** 研究代表者として研究を総括する立場にある者（以下「研究責任者」という。）及び研究者を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、この規則、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン、関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めなければならない。

(理事長の責務)

**第5条** 理事長兼学長（以下「理事長」という。）は、研究者、研究責任者、監督者及び第9条第2項に規定する研究倫理教育責任者に対し、この規則、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン、関係法令等の周知徹底を図るとともに、適正な研究活動を行うために必要な措置を講じるものとする。

(研究担当理事の責務)

**第6条** 理事長が教員理事の中から指名する者（以下「研究担当理事」という。）は、本学における不正行為の防止及び不正があった場合の対応等について統括責任者となる。

- 2 研究担当理事が、旅行、疾病その他事故等により、その職務を行うことができないときは、理事長は、その期間中、その職務を代行させるため、役員の中から代理者を指名するものとする。
- 3 研究担当理事は、研究者に対する研究倫理教育その他の不正行為防止策を策定するとともに、その実施状況を確認し、理事長に報告するものとする。

## 第2章 適正な研究活動推進委員会

(適正な研究活動推進委員会)

**第7条** 本学に、研究者の適正な研究活動を推進するため、次の各号に定める業務を

行う福岡県立大学適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 研究倫理教育及び不正行為の防止に関すること。
  - (2) 研究倫理審査に関すること。
  - (3) 不正行為が生じた場合の対応及び再発防止に関すること。
  - (4) その他本学における適正な研究活動の推進に関すること。
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 役員の中から理事長が指名する者
  - (2) 各部局の長
  - (3) 弁護士等の学外の有識者
  - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 3 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の5分の3以上の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。
- 7 専門的な事項等について調査、審議させるため、委員会の下に部会を置くことができるものとする。
- 8 この規則に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 第3章 研究倫理教育及び研究倫理審査

（研究倫理部会）

**第8条** 本学における研究倫理教育及び本学の教員又は学生等が行うヒトを対象とする研究（共同研究を含む。以下同じ。）における倫理的配慮のあり方、適正性等に関する調査、審議（以下「研究倫理審査」という。）を行うため、委員会の下に研究倫理部会を置く。

- 2 研究倫理部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 教員兼務理事の中から委員長が指名する者
  - (2) 各学部長
  - (3) 各学部の教員 各4名
- 3 前項第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 研究倫理部会に部会長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。部会長は、研究倫理部会を招集し、その議長となる。
- 6 研究倫理部会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。ただし、委員が審議対象となる研究に関わっている場合は、審議に参加するが、議決には加わらないものとする。
- 8 委員会は、その定めるところにより、研究倫理部会の議決をもって委員会の議決

とすることができるものとする。

(研究倫理教育)

**第9条** 本学において研究活動を行う全ての研究者及び研究支援に従事する職員等(以下「研究者等」という。)は、本学が定期的実施する研究倫理教育を必ず受けなければならない。ただし、本学以外の研究機関に所属する研究者等で、当該研究機関で定期的に研究倫理教育を受けていることが明らかな者についてはこの限りではない。

- 2 本学に、研究倫理教育の責任者として研究倫理教育責任者を置き、研究倫理部長をもって充てる。研究倫理教育責任者は、本学における不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、本学の研究者等を対象とする研究倫理教育を、定期的実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者を補佐するため、研究倫理教育副責任者を複数置くことができるものとする。
- 4 前項の研究倫理教育副責任者は、研究倫理部会委員の中から研究倫理教育責任者が指名する。
- 5 研究倫理教育の内容、実施方法等については、研究担当理事が委員会に諮って定める。

(研究倫理審査)

**第10条** 理事長は、本学の教員又は学生等から、ヒトを対象とする研究の実施について申請があった場合には、当該研究に係る研究倫理審査について委員会に諮問する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長又は委員会が必要と認めた場合、研究者から申請のない研究についても研究倫理審査の対象とすることができる。この場合、理事長は前項の申請があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 3 研究倫理審査においては、諮問された当該研究に関し必要な倫理的配慮がなされているか等について調査、審議する。この場合、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の国の倫理指針についても十分配慮するものとする。
- 4 研究倫理部会は、研究倫理審査を行っている案件について、福岡県立大学COI委員会(以下「COI委員会」という。)に対して、研究者のCOIに関する部分の審査を期限を付して委嘱することができる。この場合、審査の委嘱を受けたCOI委員会の委員長は、その審査の後、審査結果を研究倫理部会に報告するものとする。
- 5 研究倫理審査に際し、研究倫理部会が必要と認めたときは、研究の実施責任者に対し出席を求め、申請の内容についての説明又は意見を聞くことができる。
- 6 研究倫理部会が必要と認めたときは、学外の有識者に意見を求めることができる。
- 7 研究倫理部会の議事については、記録を作成し、保存する。
- 8 委員長は、研究倫理審査を終了したときは、その審査結果を理事長に答申する。
- 9 第7項の議事に関する記録は、原則として公表する。この場合、プライバシーの保護に十分留意するものとする。また、議事に関する記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

10 研究倫理審査を経た研究について、委員会は必要な倫理審査の証明を行うことができる。

11 この規則に定めるもののほか研究倫理審査における審査方法等については、公立大学法人福岡県立大学研究倫理審査要領（平成18年法人規則第42号）の定めるところによるものとする。

#### 第4章 研究不正申立窓口及び申立ての方法

（研究不正申立窓口の設置）

**第11条** 不正行為に関する申立て（以下「申立て」という。）若しくは相談又は学会等からの指摘に対応するため、研究不正申立窓口（以下「申立窓口」という。）を経営管理部に置き、申立窓口の具体的な連絡先、場所、受付の方法等を学内外に公表する。

2 申立窓口において申立て又は相談等の受け付けを行う者は、自己と利害関係のある事案には関与することができないものとする。

（不正行為に関する申立方法）

**第12条** 申立窓口への申立ては、原則として申立てを行う者（以下「申立人」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を書面等により明示して行わなければならない。

- (1) 不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被申立人」という。）の氏名。
- (2) 不正行為の態様及び事案の内容
- (3) 不正行為とする科学的・合理的な理由及び根拠。

2 匿名による申立てがあった場合は、申立て内容に応じて、前項の申立てがあったものとみなすことができる。

3 申立窓口の責任者は、前2項の申立てがあった場合には、申立ての内容について速やかに研究担当理事に報告する。

4 第1項及び第2項により申立てがあった事案が、本学が調査を行うべき研究機関に該当しない場合、調査すべき研究機関又は配分機関等に当該申立てを回付することができる。また、本学以外の研究機関又は配分機関等から回付された申立ては、第1項の申立てがあったものとみなすことができる。

5 申立窓口が受け付けたか否かを、申立人が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、当該申立人（匿名の申立人を除く。ただし、調査結果が出る前に申立人の氏名が判明した後は顕名による申立人として取り扱う。）に、申立てを受け付けたことを通知する。

6 申立ての意思を明示しない相談を受けた申立窓口は、その内容を確認又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談した者に対して申立ての意思があるか否かを確認する。

7 不正行為が行われようとしている又は不正行為が求められているという内容の申立て又は相談を受けた申立窓口は、その内容を確認又は精査し、研究担当理事に報告する。研究担当理事は、相当の理由があると認めた場合は、被申立人に警告を行うことができる。

（申立人及び被申立人の取扱い）

**第13条** 申立窓口で申立てを受け付けるときは、個室での面談、電話、電子メール等を申立窓口の担当職員以外は見聞できないようにする等、申立内容及び申立人の秘密を守るための方策を講じなければならない。

2 申立窓口担当者、委員会委員等の調査関係者は、申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）の氏名並びに申立内容、調査内容及び調査経過を、調査結果の公表まで、当事者の意に反して調査関係者以外の者に漏らしてはならない。

3 調査に当たっては、申立人が了承した場合を除き、不正行為に対応する委員会の委員以外の者や被申立人に申立人が特定されないように配慮しなければならない。

4 大学が公表するまでの間に申し立てされた事案が漏えいした場合、当事者の了解を得て、当該事案について公けに説明することができる。ただし、当事者の責により漏洩した場合は、この限りでない。

5 当該申立てが、悪意（被申立人を陥れるため、又は被申立人が行う研究を妨害するため等、専ら被申立人に何らかの不利益又は損害を与えること、及び被申立人が所属する研究機関に不利益又は損害を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てをしたことをもって、申立人に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

6 相当な理由や根拠が無いにもかかわらず、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立人の研究活動を部分的又は全面的に制限したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

（申立ての受付によらない場合の取扱い）

**第14条** 第12条第6項による申立ての意思を明示しない相談について、申立ての意思表示がなされない場合においても、本学の判断により、当該相談に係る事実関係等の調査を行うことができるものとする。

2 所属学会等の学術団体や報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、第12条第1項の申立てがあったものとみなすことができる。

3 本学に所属する研究者について、インターネット上に不正行為の疑いが掲載されている場合（ただし、当該不正行為を行ったとする研究者又はグループ及び不正行為の態様等の、研究不正の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が明示されている場合に限る。）は、第12条第1項の申立てがあったものとみなすことができる。

4 不正行為に関する調査を行っている本学以外の研究機関及び配分機関等から、本学における当該研究者の研究活動の実験記録・実験機器その他証拠となる資料等（以下「証拠資料等」という。）の保全措置若しくは証拠資料等の閲覧又は現地調査等の協力を求められた場合、本学の調査に支障がある等止むを得ない事由がある場合を除き、応じるものとする。

## 第5章 予備調査

（予備調査）

**第15条** 研究担当理事は、第12条第3項の報告を受けたとき、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要がないと認める場合には、その理由を付して、申立人又は指摘を行った研究機関等にその旨を通知するものとする。

- 2 研究担当理事は、前項の通知を行うときは、事前に理事長及び委員会委員長に報告するものとする。
- 3 研究担当理事は、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要があると認める場合には、委員会委員長に対して、必要な範囲での予備的な調査（以下「予備調査」という。）の実施及び適切な対応を指示するものとする。
- 4 予備調査は、委員会委員の中から委員長が指名する委員が行うものとする。
- 5 委員長は、予備調査のため必要と認める場合は、前項の委員以外の者を加えることができる。
- 6 予備調査は、申立内容の合理性、調査可能性等について調査するものとする。
- 7 予備調査は、原則として、申立受理日又は第12条第2項若しくは第14条第1項から第3項までのいずれかの規定に基づき申立があったとみなした日から原則30日以内に終了するものとする。
- 8 委員長は、予備調査が終了したときは、予備調査の結果を速やかに研究担当理事に報告するものとする。

（本調査の要否の決定）

- 第16条** 研究担当理事は、前条第8項の予備調査の結果報告を受けて、本格的な事実関係等の調査（以下「本調査」という。）を行う必要がないと認める場合には、理事長及び委員長にその旨を報告するとともに、理由を付して申立人に通知するものとする。
- 2 研究担当理事は、前項の場合、予備調査における資料等を保存するとともに、当該事案に係る配分機関等及び申立人の求めに応じて開示するものとする。
  - 3 研究担当理事は、前条第8項の予備調査の結果報告を受けて、本調査を行う必要があると認める場合には、委員会委員長に対して、必要な調査の実施を指示するものとする。
  - 4 研究担当理事は、前項により本調査の実施を決定した場合には、当事者及び被申立人の所属する部局の長に通知するとともに、文部科学省、当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。被申立人が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。

## 第6章 本調査及び不正行為の認定

（研究不正調査部会）

- 第17条** 委員会委員長は、前条第3項の指示があったときは、本調査を実施し、対策を検討するため、委員会の下に研究不正調査部会（以下「調査部会」という。）を置くものとする。
- 2 調査部会は、不正行為の疑いが生じた事案ごとに必要な期間設置し、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 委員長
    - (2) 委員会委員の中から委員長が指名する者
    - (3) 弁護士及び調査対象事案に関し専門的知識を有する研究者等の学外の有識者
    - (4) その他委員長が必要と認めた者

ただし、第3号の委員の数は、調査部会委員の半数以上でなければならない。

3 調査部会は、調査を公正に行うため、調査対象となる事案に係る当事者と直接利害関係を有しない委員で構成しなければならない。

4 調査部会に部会長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 部会長は、調査部会を招集し、その議長となる。

(本調査)

**第18条** 委員会委員長は、本調査実施の指示を受けて調査部会を設置したときは、その旨及び調査部会委員の氏名を当事者に通知する。

2 当事者は、調査部会委員について異議がある場合は、前項の通知を受け取った日の翌日から1週間以内に理由を添えて委員長に異議申立てをすることができる。委員長は、異議申立てが妥当なものと判断した場合は、当該異議申立てに係る調査部会委員を交代させるとともに、その旨を当事者に通知する。

3 本調査は、本調査実施の指示があった日から原則として30日以内に開始する。また、本調査は、原則として、本調査開始後150日以内に終了するものとする。

4 委員会は、本調査実施に当たり、調査対象となる研究活動に係る証拠資料等を保全する措置をとる。

5 本調査においては、調査対象となる研究活動に関する論文、実験・観察ノート、基礎データその他の証拠資料等の精査並びに被申立人及び関係者からの聞き取り調査などの必要な調査を行うものとする。この場合、調査部会は、調査対象となる研究に係る公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査遂行上必要な範囲を超えて外部に漏れることのないよう十分配慮するものとする。

6 本調査においては、被申立人に対し弁明の機会を与えなければならない。また、申立人が悪意に基づく申立てを行ったとの認定を行おうとする場合には、当該申立人に対し弁明の機会を与えなければならない。

7 研究者は、自分の研究活動に係る不正行為が申し立てられたとき、当該申し立てには合理的な理由、根拠がない旨反論する場合には、自己の責任において、当該研究活動の適正性等について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

8 不正行為が行われた可能性を調査するために、調査部会が、再実験等により再現性を示すことを被申立人に求めた場合又は被申立人が自らそれを申し出て調査部会がその必要性を認めた場合には、必要な範囲内で、合理的な期間を定めて、当該再実験等の機会を与えるものとする。この場合、当該再実験等は調査部会の指導・監督の下に行うものとする。

9 調査部会は、本調査が終了したときは、速やかに、その調査結果を委員会に報告しなければならない。

10 理事長は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る配分機関等から求めがあった場合、委員会からの調査状況に関する報告を受けて、当該配分機関等に中間報告をするものとする。

(臨時的措置)

**第19条** 理事長は、委員会からの意見を踏まえ必要と認める場合は、本調査に際し、臨時的に次の各号に掲げる措置をとることができるものとする。

(1) 調査対象となる被申立人の研究活動の一部又は全部停止

(2) 調査対象となる被申立人の研究活動に係る研究費の支出停止



(3) その他委員会が必要と認める措置

2 理事長は、配分機関等から、被申立人の当該研究活動に係る研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(不正行為の認定)

**第20条** 委員会は、第18条第9項の調査部会による本調査の結果報告を受けた日から30日以内に、不正行為が行われたか否か、不正行為があったと認定した場合にはその内容、不正行為に関与した者と関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該研究及び論文等における役割その他必要な事項について認定をしなければならない。ただし、第18条第8項の再実験の実施により調査に時間を要する等の特段の事情がある場合はこの限りではない。

2 前項の認定は、調査により得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被申立人の自認等を総合的に判断して行わなければならない。

3 委員会は、調査部会の調査の過程で申立てが悪意に基づくものであると判明した場合には、併せてその旨の認定を行う。

4 委員会委員長は、委員会の認定結果を取りまとめたときは、研究担当理事に報告する。

5 研究担当理事は、前項の認定結果を確認の上、理事長に報告する。

6 理事長は、認定結果を速やかに申立人及び被申立人（被申立人以外で不正行為に関与したと認定された者がいる場合にはその者を含む。以下同じ。）（以下「当事者等」という。）並びに被申立人の所属する部局の長に通知する。被申立人が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関に通知する。

7 理事長は、認定結果を文部科学省、当該事案に係る配分機関等に報告する。

8 理事長は、不正行為が行われなかったと認定した場合には、前条の臨時的措置を速やかに解除しなければならない。

## 第7章 不服申立て

(不服申立て)

**第21条** 不正行為を行ったと認定された被申立人又は悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立人は、当該認定結果に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から30日以内に書面をもって不服申立てをすることができる。

2 不服申立てが行われた場合、研究担当理事は、相手方である当事者等及び不服申立てを行った者の所属する部局の長に通知するとともに、文部科学省、当該事案に係る配分機関等に報告する。

3 研究担当理事は、不服申立てが行われた場合、委員会委員長に対し再調査の要否に係る審査を指示する。

4 研究担当理事は、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要と判断した場合、委員会の委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせる。

5 委員会委員長は、不服申立ての趣旨が委員会又は調査部会の構成等に関する場合で、その理由が妥当なものと判断したときは、不服申立ての趣旨に即して、委員の

交代等を行う。

- 6 委員長は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案して、再調査を行うことが適当であると判断したときは、研究担当理事及び理事長にその旨報告する。
- 7 委員長は、不服申立てに理由、根拠がなく再調査を行う必要がないと判断したときは、研究担当理事及び理事長にその旨報告する。
- 8 前項の報告を受けたとき、理事長は再調査を行わない理由を付して、当事者等及び不服申立てを行った者の所属する部局の長に通知するとともに、文部科学省、当該事案に係る配分機関等に報告する。
- 9 不服申立てを行った者が不正行為に係る認定に伴う各措置の先送りを主な目的として、不服申立てを行ったと委員会が認めたときは、当該不服申立てを行った者によるその後の不服申立てを受け付けないことができる。

(不服申立てに係る再調査)

**第22条** 研究担当理事は、前条第6項の報告を受けたときは、委員会委員長に再調査を指示する。

- 2 理事長は、前項の場合において、不服申立てを行った者及びその所属する部局の長に対し、再調査を行う旨通知する。また、文部科学省、当該事案に係る配分機関等に、再調査を行う旨通知する。
- 3 委員会は、再調査開始日から原則50日以内（第20条第3項による認定の場合は原則30日以内）に不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定（以下「再認定」という。）し、再認定の結果を研究担当理事に報告しなければならない。
- 4 委員会は、当該再調査を速やかに解決するために、不服申立てを行った者等に協力を要請する。ただし、協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。この場合委員長は、速やかに研究担当理事にその旨報告する。
- 5 研究担当理事は、第3項の再認定の結果又は前項の再調査打ち切り（以下「再認定の結果等」という。）の報告を確認の上、理事長に報告する。
- 6 理事長は、前項の報告を受けて、再認定の結果等を当事者等及び不服申立てを行った者の所属する部局の長に通知する。被申立人が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知する。
- 7 理事長は、再認定の結果等を文部科学省及び当該事案に係る配分機関等に報告する。また、必要と認める場合には、再認定の結果等を調査対象となった研究に係る論文掲載誌発行機関及び当該研究に係る教育研究機関等に通知する。

## 第8章 事後の対応等

(事後の対応等)

**第23条** 不正行為が行われたと認定したとき、理事長は、被申立人、不正行為に関与したと認定された者、不正行為に係る研究論文等の内容に重大な責任を負うと認定された者及び研究費用の全部又は一部に使用上の責任を負うと認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

- 2 前項の場合において、理事長は被認定者に対して、既に発表し又は発表しようとしている当該研究論文の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。また、その認

定結果を、必要に応じて当該研究に係る論文掲載誌発行機関その他当該研究に係る教育研究機関等に通知する。

- 3 不正行為が行われなかったと認定したとき、理事長は、被申立人の教育研究活動の正常化、名誉回復等のために必要な措置を講じる。
- 4 不正行為が行われた又は悪意の申立てがなされたと認定した場合において、理事長は、当事者等に対して懲戒等の処分（以下「処分」という。）を行う必要があると判断したときは、公立大学法人福岡県立大学職員の懲戒等に関する規程（平成18年法人規程第25号）又は公立大学法人福岡県立大学学生懲戒規程（平成27年法人規程第63号）に基づき処分を行うものとする。
- 5 理事長は、前項の場合において、被申立人の研究活動及び研究論文に関し監督責任を負うべき研究責任者及び監督者に対しても処分を行う必要があると判断したときは、前項の関係規程に基づき処分を行うものとする。

（公表）

**第24条** 不正行為が行われたと認定した場合、理事長は、調査結果を速やかに公表するものとする。公表する調査結果の内容は、不正行為を行った研究者の所属、氏名、不正行為の概要、その他必要な事項とする。ただし、これらの事項中合理的な理由により公表を差し控える必要があると認められたものはこの限りでない。

- 2 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案に関する情報が外部に漏れいしていた場合、又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、不正行為が行われなかったこと、その他の必要な事項を公表するものとする。
- 3 申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合、原則として、当該申立人の所属、氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

（再発防止策）

**第25条** 理事長は、不正行為が行われたと認定したときは、委員会に不正行為の再発防止策を検討、作成させ、また、各部局の長及び研究担当理事に必要な再発防止策を講じさせることができるものとする。

## 第9章 雑則

（調査への協力）

**第26条** 当事者その他の関係者は、委員会が行う調査等に対し、誠実に協力しなければならない。

（秘密保持）

**第27条** この規則に定める受付窓口業務及び不正行為に係る調査等の業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

（事務）

**第28条** 委員会の事務は経営管理部において処理する。

（動物実験）

**第29条** 本学における動物実験の適正な実施等に関しては、公立大学法人福岡県立大学動物実験規則（平成23年法人規則第112号）の定めるところによる。

（その他）

**第30条** この規則に定めるもののほか、本学における適正な研究活動の推進に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 公立大学法人福岡県立大学研究倫理委員会規則（平成18年法人規則第41号。以下「研究倫理委員会規則」という。）は廃止する。
- 3 この規則施行の際、廃止前の研究倫理委員会規則第5条に基づき同条第1項第2号の委員に任命されていた者については、この規則に基づき第8条第2項第3号の研究倫理部会委員に任命されたものとみなす。ただし、この場合の委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 この規則施行の際、廃止前の研究倫理委員会規則第4条に基づく研究倫理審査の申請が既に受理されている研究については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。